

令和7年広審第8号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博及び同官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年11月12日00時00分

愛媛県深浦港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	19トン	19トン
全 長	24.97メートル	
登 録 長		18.91メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数	846キロワット	190

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室の右舷側に機関操縦レバーを備え、舵輪はなく、コントローラー式の遠隔操舵装置、同室前部にレーダー2台、GPSプロッター、魚群探知機2台及びソナー7台をそれぞれ装備した、中型まき網漁業に灯船として従事する2機2軸のFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和6年11月11日16時30分愛媛県御荘漁港銭壺地区を発し、僚船4隻とともに同漁港西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、17時00分前示漁場に到着して魚群探索を行ったものの、魚影の反応がなかったことから、22時30分深浦港西方約9海里沖合の愛媛県横島西方沖合に至って漂泊した後、23時00分魚群探索を行いながら北上した。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、レーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、23時52分伊予鹿島灯台から282度（真方位、以下同じ。）3.19海里的地点で、針路を036度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分900にかけ、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、23時54分伊予鹿島灯台から287度3.08海里的地点に達したとき、前路に自船の航行に支障となる他船を認めなか

ったことや海上が平穏であったことから気が緩んで眠気を催したが、これまでに航行中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうちに、いつしか居眠りに陥り、23時56分伊予鹿島灯台から292度3.00海里の地点に至ったとき、正船首1,050メートルのところに、錨泊中の船舶を示す法定灯火を表示したBが存在し、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Bを避けずに続航し、翌12日00時00分伊予鹿島灯台から303度2.92海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、前方から54度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室中央に舵輪及び機関操縦レバー、同室前部にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ装備した、中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、b受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、11日16時30分御荘漁港銭壺地区を発し、僚船4隻とともに同漁港西方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、前示衝突地点に到着して水深約70メートルの海中に船首から重さ約120キログラムの錨を投じ、長さ約5メートルの錨鎖につないだ直径22ミリメートルの合成繊維製錨索を約100メートル延出して左舷船首部の揚錨機に巻いたまま係止し、機関を中立運転として、錨泊中の船舶を示す法定灯火を表示し、17時40分船首

を北北西方に向けて錨泊を開始した。

b受審人は、操舵室後部の寝台で横になり休息中、23時56分前示衝突地点で、船首が270度を向いたとき、左舷船首54度1,050メートルのところに、Aの白、紅、緑3灯を視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で自船に接近する状況であったが、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に擦過傷等を、Bは、左舷船尾部外板に亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

#### (航法の適用)

本件は、深浦港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、深浦港西方沖合において、航行中のAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、深浦港西方沖合において、魚群探索のため航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまでに航行中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操縦を続けて居眠りに陥り、錨泊中のBを避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、夜間、深浦港西方沖合において、錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが衝突のおそれがある態勢で自船に接近していることに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月16日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義